長与町農業委員会会議録

令和２年８月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和２年８月農業委員会総会

１．日時　　令和２年８月２５日（火）　　１３時３０分から１４時３０分

２．場所　　長与町役場４階第１委員会室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　渡邉　章三

委員　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀

６番　岡﨑　道子　　７番　原口　司　　８番　山本　忠典

９番　益冨　雅彦　　１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子

１２番　原田　正利

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　山口　健士　　５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利

７番　坂本　謙二　　８番　坂本　秀哉

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　福本　美也子

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、こんにちは。総会の開催に先立ち報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員１２人中全員の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は８人出席でございます。

それでは、ここからの議事の進行につきまして、水谷会長よろしくお願いいたします。

議　長　皆さんこんにちは。盆過ぎから非常に残暑が厳しくて、皆さん方も農作業では非常に大変だっただろうと思っております。私もマルチをしたり草切りをしたり死ぬ目をあいながらやってきましたけども。おまけに、これから台風が出てくるということで、８月は被害がなければと思っております。長雨もありましたけれども、それについては農林水産の方から被害の状況報告をしていただこうということで、皆様方からも質問があればぜひお願いできればと思っております。今日は議案が少ないですから、予定時間では一時間ちょっとかかるくらいで終わるのではと思うんですけれども、スムーズに会ができますようにお願いしたいと思います。今日は会場が全協室で開くようになっていたのですが、ちょうど向こうで議会運営委員会があるということで、この狭い委員会室の中です。少し密になりますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、令和２年８月の農業委員会総会を開催致します。

まず、始めに日程第１の農業委員会　総会規則、第 18 条の規定によりまして、議事録署名　委員を２人、指名致します。４番　崎山光子委員、５番　永田好紀委員を指名致します。

日程第２　本日は、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請が１件のみなっております。

では、日程第２　提出された議案の審議に入ります前に、先に、農地法第３条の規定による許可申請の内容についての説明を、事務局より説明をお願いします。

事務局　【農地法第３条説明】

議　長　それではこれから、議案審議に入ります。第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、議案書の１ページをお開きください。

整理番号１０、申請地は、長与町岡郷（地番）、地目は畑の１，３８３㎡。同じく（地番）、地目は畑の４９７㎡。同じく（地番）、地目は畑の６５７㎡。同じく（地番）、地目は畑の４６㎡。同じく（地番）、地目は畑の１０２㎡。合計で５筆　２，６８５㎡です。農地区分は、２筆が農用地区域内、一番上の（地番）と、一番下の（地番）です。その他の３筆が区域外

となっています。

申請者は、譲渡人が、長与町岡郷（地番）（氏名）さん。譲受人が、長与町岡郷（地番）（氏名）さん。申請目的は、所有権移転の売買で、売買価格は〇〇円です。１０ａあたり〇〇円です。備考欄に記載している通り、譲渡人は、高齢で維持管理することが難しいため、地元農業者へ売却するものです。譲受人の耕作地は、３０，７８０㎡、労働力は、２人です。都市計画区域外となります。

なお、補足としまして、５筆の土地のうち、一番上の岡郷（地番）につきましては、以前より譲受人が、利用集積計画により借受け、耕作をされている土地です。今回の売買にあたり、利用集積計画にかかる賃貸借の契約を合意解約されておりまして、その旨の届を８月１３日付けで町へ提出いただいております。

土地の所在ですが、３ページをお開き下さい。図面の左上のあたりに、〇〇公園がありますが、そこから約７００m程上った、場所が申請地となりまして、図面の一番右手の紫色で表示してある場所が、岡郷（地番）、それから赤破線で示している構造改善道路沿いに、４筆色分けしておりますが、黄色の部分が（地番）、緑が（地番）、青が（地番）、オレンジが（地番）となります。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。坂本秀哉　推進委員。

推進委員８　番　　現地立合を会長、事務局２名と私、それと（譲受人）と行いました。申請の通り何も問題なく良いのではないかと思いました。

議　長　　続きまして、担当農業委員お願いします。１１番　山口多美子　農業委員。

１１　番　　１１番山口　多美子です。８月１８日火曜日の午前１１時３０分より事務局の森さんと現地確認をいたしました。（地番）の畑は以前より（譲受人）が（譲渡人）からお借りして耕作をされておりました。（地番）、（地番）、（地番）、（地番）の畑は、（譲渡人）と奥様で昨年までは管理をされていましたが、ご高齢ということで今は草が生えている状態です。（譲受人）はご夫婦でハウスデコポンやハウスいちじくなどを積極的に取り組んでおられる専業農家です。また、荒廃農地の解消にも貢献していただけるものとして期待しております。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

はい、渡邉委員。

２　番　　移動については問題ないと思いますが、先ほどの説明の中で、（地番）と（地番）が農用地という説明を受けました。じゃあ、他の３筆については一般区域なのかなと思いまして。確認したいと思います。

事務局　　仰る通りです。現在の計画図では２筆が農用地で、残り３筆は農用地からは外れている形になっております。

２　番　　はい、了解。

議　長　　ちょうど構造改善道路の道下になります。あそこらへんに宅地ができていますけれども。

推進委員５　番　　すみません。地図で見てもよくわからずに、どのあたりか場所を教えてください。

事務局　　もう１回２ページをお開きください。左側に（施設名）で、（施設名）とか（施設名）とかあります。その（施設名）と書いてある所に〇〇川という川が走っているのですが、川の上流に向かって行ったらちょうど申請地に突き当たるんですよ。おわかりになられますでしょうか。

議　長　　私からも説明しましょうかね。増田さんは農協におられたからだいたいわかると思いますが、構造改善道路が横にありますよね。中通からずっと上っていった所、今日もいらっしゃる（氏名）さんのみかん園とかボーリングしたところからぐるっと回った水平になった所です。その道上と道下になります。

推進委員５　番　　わかりました。

議　長　　他にご意見・質問はありませんか。ありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　質問なしと認めます。
それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。

議　長　　次は行事報告に移ります。事務局より説明をお願いします。

【この後、令和２年８月の行事報告が行われた】

議　長　　来月の総会は、９月２５日の１３時から行います。
以上をもちまして、長与町農業委員会８月総会を閉会します。